

企画競争実施の公示

平成30年7月2日

国土交通省大臣官房福利厚生課長 鈴木 誠

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

中央合同庁舎第3号館（国土交通本省）内における宅配ボックスの設置営業

(2) 業務内容

中央合同庁舎第3号館（国土交通本省）内に以下の宅配ボックスを設置し、宅配便受け取り機能の提供を行う。

a) 不特定の荷主から送付される荷物を対象とするものであること。

b) 2以上の宅配事業者が利用できるものであること。

c) 受取人への入庫連絡等を、メール等の電磁的な方法で通知できる機能を備えていること。

(3) 業務期間

平成30年9月1日から平成31年3月31日まで

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で3による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

2. 設置場所

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館（国土交通本省）

※ セキュリティゲート内・屋外設置

3. 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない（国有財産使用料については、提案要領第4項を参照）。

(2) 国有財産の使用許可は、国土交通省大臣官房会計課長海谷厚志（以下「会計課長」という）が行う。

4. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 国土交通省競争参加資格（役務の提供）について、関東・甲信越地方の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書の提出期限から特定までの期間、会計課長から指名停止を受けていないこと。

(4) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的

- に關与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与している者ではないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房福利厚生課厚生安全係(中央合同庁舎第2号館16階)

電話:03-5253-8111(内線22-143) ファクシミリ:03-5253-1534

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成30年7月2日から平成30年7月13日までの間に、(1)において書面により交付する(平日10時から17時まで)。

(3) 現地確認の日時、場所

申し出があった際、都度実施。

期間:平成30年7月9日から7月13日

時間や開催場所は申し出の際に案内する。

(4) 応募申込み

公募に参加を希望する者は、(1)へ電話で申込みを行い、平成30年7月13日17時までに来省のうえ、提案要領を受領すること。

(5) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年7月24日17時までに、(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定しただけであり、3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (7) その他の詳細は提案要領による。